



2022年12月16日

各 位

会 社 名 株式会社 トップカルチャー  
代表者名 代表取締役社長 COO 清水 大輔  
(コード番号 7640・東証スタンダード)  
問合せ先 取締役財務部長 CFO 吉田 勝一  
T E L 025-232-0008  
<https://www.topculture.co.jp>

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年12月16日付の取締役会書面決議に基づき、「定款一部変更の件」を2023年1月19日開催予定の第38回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

##### 2. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年1月19日(予定)
定款変更の効力発生日	2023年1月19日(予定)

### 3. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所をしめしております。)

現行定款	変 更 案
<p>第 1 条～第 13 条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 15 条～第 39 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 1 条～第 13 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 15 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p>1. <u>2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u></p> <p>2. <u>本附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上